

財務報告に係る内部統制監査の 問題点とその対応

SAM研修会2007年3月度定例会

日本内部監査協会 木場研修室

2007/3/23

CIAフォーラム ガバナンス研究会
JSOX費用対効果分科会(#4E)座長

弦巻ナレツジネットワーク

眞田光昭

目次

- ◆ JSOXの概要
- ◆ 米国の動向
- ◆ 諸外国の冷めた対応
- ◆ JSOXの問題点
- ◆ 日本企業がとるべき対応
- ◆ 質疑応答

日本版404条(JSOX)の現状

◆これまでの流れ

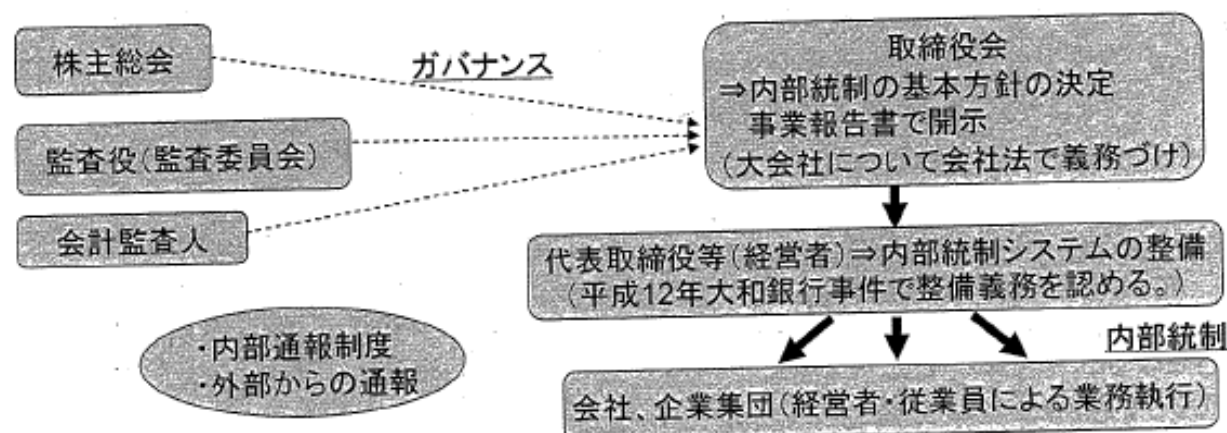
- 2007年2月15日:(企業会計審議会)意見書
- 2007年1月31日:(内部統制部会)意見書(案)
- 2006年11月21日:実施基準公開草案
- 2006年6月:金融商品取引法公布
- 2005年12月:基準案~「特徴」

◆実務の状況

- 米国SOX法404条に準じて準備作業
- 業務処理プロセスの文書化にウェイト

わが国の内部統制監査制度

ガバナンスと内部統制について



(注)→は、内部統制の流れを示す。 ---→は、ガバナンスの流れを示す。

金融商品取引法は、財務報告に係る内部統制について経営者による評価と公認会計士による監査を義務づけ(内部統制報告制度)。

経営者の暴走等には内部統制は無力であるとの議論もあり得るが、
①(内部統制とあわせて)適切なコーポレート・ガバナンス機能の発揮、
②経営者が内部統制を整備することにより、自らの行動も拘束されること
等により、相応の抑止的な効果を期待できるのではないか。

第1回我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ(平成19年1月30日)資料2-3 参考資料②(金融商品取引法制等について)より
内部統制監査の問題点とその対応
CIA研究会#4E分科会 真田光昭

わが国の内部統制監査制度

米企業改革法（骨子） （平成14年7月成立）	日本の対応
<p>1. 監査法人の独立性確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監査証明義務とコンサルティング業務の同時提供の原則禁止 ○主任会計士が同一の監査を5年以上行うことを禁止（インターバル5年） ※その他の会計士は7年・2年 ○監査法人出身者が経営陣となっている企業の監査を1年間禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ○同様のルール導入（平成15年公認会計士法改正） ○公認会計士全てについて7年以上の禁止（インターバル2年）（同上） ※18年4月以降、4大監査法人の主任会計士については5年・5年（日本公認会計士協会の倫理規則） ○同様のルール導入（平成15年公認会計士法改正）
<p>2. 監査法人の監視体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監査法人の監視体制強化のための機関の設置（PCAOB: Public Company Accounting Oversight Board） 公開会社の監査を行う監査法人の登録・検査 	<ul style="list-style-type: none"> ○公認会計士・監査審査会の設置（平成15年公認会計士法改正） 監査の品質管理の状況をモニタリング・検査
<p>3. 企業責任の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公開会社の監査委員会の強化 「独立取締役」のみで構成される監査委員会の設置 ○監査委員会に最低1人の独立した「財務専門家」の設置 ○監査委員会が会計監査人の選任、報酬の決定 ○役職員が会計監査人に対し威圧することを禁止 ○年次報告書の適正性等に関する経営者の宣誓の義務付け ○財務報告に係る内部統制の経営者による有効性評価と公認会計士による監査の義務付け ○経営陣に対する罰則の強化 個人500万ドル以下の罰金、20年以下の禁錮 法人2500万ドル以下の罰金 	<ul style="list-style-type: none"> ○監査委員会の過半数は社外取締役、監査役会の半数以上は社外監査役であることが必要（平成17年会社法） ○会計監査人は株主総会で選任。報酬について監査委員会（監査役・監査役会）の同意権の導入（平成17年会社法） ○有価証券報告書の適正性について経営者の確認を義務付け（平成18年証取法改正） ○財務報告に係る内部統制の経営者による評価と公認会計士による監査の義務付け（平成18年証取法改正） ○有価証券報告書の虚偽記載に対する罰則 個人5年以下の懲役、500万円以下の罰金 ⇒10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金 法人5億円以下の罰金 ⇒7億円以下の罰金（平成18年証取法改正）

第1回我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ（平成19年1月30日）資料2-3 参考資料②（金融商品取引法制等について）より
内部統制監査の問題点とその対応
CIA研究会#4E分科会 眞田光昭

わが国の内部統制監査制度

実施基準案のポイント

実施基準案のポイント	(参考) 米国の状況
<ul style="list-style-type: none"> ○ 財務報告に係る内部統制の構築プロセスについて記述 ○ 評価・報告に係る基準を整備 <ul style="list-style-type: none"> ● 全社的な内部統制に係る評価項目を例示 ● 評価範囲の絞り込みに工夫 <ul style="list-style-type: none"> イ. 売上高等の概ね 2/3 程度をカバーする事業拠点の 3 勘定科目 (売上、売掛金、棚卸資産) をベース + 重要な業務プロセスを個別に追加 ロ. 評価範囲に係る経営者と監査人の協議プロセスを明示 ● 「重要な欠陥」に係る判断方法、判断基準を明示 (例えば、連結税引前利益の 5% 程度) ○ 監査に係る基準を整備 (→米国の基準を、適宜、参照) <ul style="list-style-type: none"> ● 内部統制監査は、原則、財務諸表監査と同一の監査人が実施。監査計画は財務諸表監査と一体に策定。監査証拠は相互に利用可能。 ● ダイレクト・レポーティングは不採用。ただし、監査人は、監査に当たって、自ら十分な監査証拠を収集。 ● 運用状況の検証に係る信頼度 (90%) 等を明示。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 米国の基準等にはない。 ○ 米国の基準等にはない (現在、SEC において作成作業中)。 <ul style="list-style-type: none"> ● 米国においても最近、中小公開企業向け COSO の中で、同様の評価項目を公表。 ● 米国の実務では、当初、例えば、90-95%の事業拠点において、90-95%の勘定科目について業務プロセスの評価を行う結果となっていたとの指摘。SEC は、現時点において、トップ・ダウン型のリスク・アプローチを強調。 ● 米国では、判断基準までは示されていない (実務上は、実施基準案と同様の取扱いが行われている模様)。 ○ PCAOB が監査基準を作成。 <ul style="list-style-type: none"> ● 米国では、同一事務所による実施が求められるのみで、同一監査チームによる実施までは求められていない。 ● 米国では、ダイレクト・レポーティングを併用。 ● 米国の基準でも同様の取扱い。

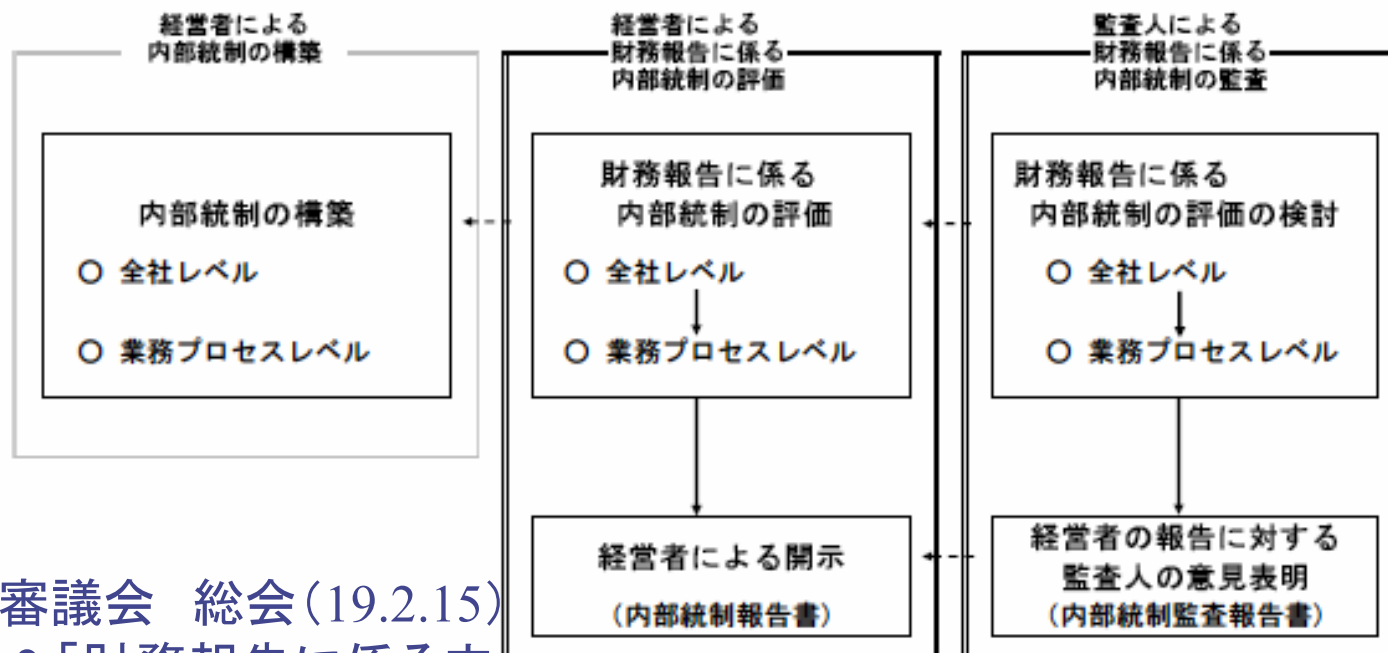
第1回我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ(平成19年1月30日)資料2-3 参考資料②(金融商品取引法制等について)より
内部統制監査の問題点とその対応
CIA研究会 #4E分科会 真田光昭

日本版404条の内部統制枠組み



ICFRの評価・監査

財務報告に係る内部統制の評価及び監査の流れ



(企業会計審議会 総会(19.2.15)
配布資料1-2.「財務報告に係る内
部統制の整備」)

ICFR構築プロセス

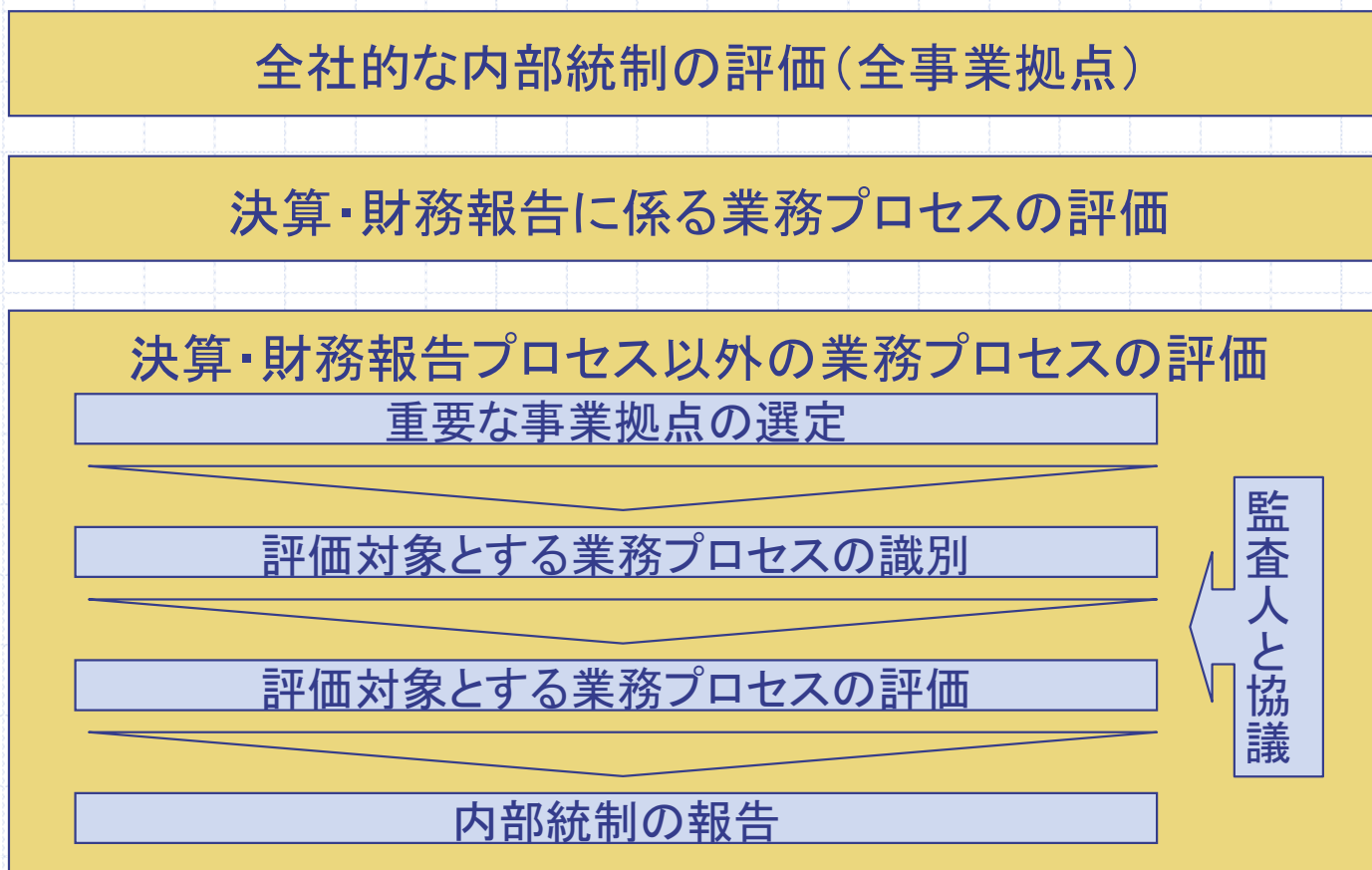
基本的計画及び方針の決定

内部統制の整備状況の把握

把握された不備への対応及び是正

(「意見書」参考図1より)

ICFR評価・報告の流れ



(「意見書」参考図2より)

業務プロセスに係る不備の検討

業務プロセスに係る内部統制有効性の確認

内部統制不備の把握

不備の評価

不備の影響が及ぶ範囲の検討

影響の発生可能性の検討

不備の質的・金額的重要性判断

質的・金額的重要性がある場合には「重要な欠陥」

(「意見書」参考図3より)

米国SOX法404条～最近の動向

- ◆ 2006年5月10日: SEC/PCAOB第2回ラウンドテーブル開催前後～
 - 2006年4月6日: SOX法404条適用に関するFEIサーベイ調査
 - 2006年4月13日: GAO報告書～SOX法、小規模会社への適用に必要な主要原則の検討
 - 2006年4月17日: CRAインターナショナル報告書～SOX法404条のコストと導入に関する課題～2006年春サーベイ調査アップデート
 - 2006年4月23日: 小規模会社諮問委員会最終報告
 - 2006年5月17日: SECとPCAOBのそれぞれから404条に関する行動方針発表
 - 2006年7月: COSO「財務報告に係る内部統制－小規模公開会社のためのガイダンス」公表
 - 2006年7月18日～9月18日: コンセプトリリース(404条経営陣向け評価ガイダンス作成のためのコメント募集)
 - 2006年8月9日: 404条非早期適用企業に対する適用開始期日の先送り
 - 2006年9月19日: 議会証言(SEC委員長/PCAOB委員長)
 - 2006年11月12日: SEC委員長とPCAOB委員長のミーティング
 - 2006年12月15日: 小規模会社に対する404条適用開始延期

米国SOX法404条～最近の動向

- ◆ 2006年12月20日: SEC経営陣向け財務報告統制ガイダンス(案)公表 / 2006年12月19日: PCAOB AS5(案)公表
 - 2007年1月30日: 監査品質センター(Center for Audit Quality)設置
 - 2007年2月22日: AMRリサーチのSOX法遵守コスト調査
 - 2007年2月23日: 上院議員の書簡(ジョン・ケリー / オリンピア・スノウ)
 - 2007年2月26日: コメント募集締め切り
- ◆ 米国資本市場競争力を軸にした動き
 - 2006年11月30日: 資本市場規制委員会中間報告書
 - 2007年1月22日: NYと米国のグローバル金融サービスリーダーシップを維持するために～シューマー / ブルームバーグ報告書
 - 2007年3月13日: 米国財務省資本市場競争力コンファレンス
 - 2007年3月14日: 米国商工会議所 21世紀米国資本市場規制委員会報告書

米国SOX法404条～問題点

◆ 過大なコスト

- 業務プロセスの内部統制文書化に過重負荷
- 便益(財務報告信頼性確保)との関連性??

◆ 実務を暴走させる構造

- 経営陣評価プロセスの実務内容を公認会計士側(AS2)に委ねた／訴訟リスク～「作業増大」をエスカレートする構造

◆ 小規模会社に適合しない

- コスト負担能力低い
- 環境適合柔軟性 vs. 文書化による組織活動硬直化

◆ 証券市場の競争力喪失／空洞化

- IPO企業が海外証券市場に脱出
- 内部統制について米国以外では「監査」でなく「レビュー」

SEC経営陣向けガイダンス案

◆ 2つの原則

- 財務諸表の重要誤表示が適時に予防・検知されるかを評価する
- リスク評価に基づいて、IC運用証拠を収集・分析する

◆ リスクベースアプローチにより過剰テストや過剰文書化、小規模会社問題に対処

- 財務報告のリスクと関連内部統制手段の識別
- 内部統制手段の運用有効性の評価
- 経営陣評価の全般的結果の報告
- 文書化

PCAOB AS5

◆ 現行AS2に比して大幅な変更

- 内部統制の最重要事項にフォーカスする
- 不必要な手続を除去する
- 小規模会社の監査を規模に適合したものとする
- 要求事項を単純化する

◆ 同日に承認された別の監査基準書案で、監査過程で他者の作業を利用しやすくする措置

- 監査人が他者作業(含内部監査)の利用を許容する
- 積極的に他者活用を奨励

SEC/PCAOB:いくつかのコメント

- ◆ SEC案(粗々)とAS5(詳細・厳格)の間の不整合
 - AS5はSEC案を参照した上で分量を大幅削減すべし
 - 会社側の効率的アプローチは監査人基準で作業すること
- ◆ 「重要な欠陥」の定義が変わらない以上、表面的に柔軟性をもたせたところで作業量は減らない
- ◆ 文書化(範囲・深さ)のガイダンスが曖昧
- ◆ 監査人の検証対象として残すべきは直接ICFRでなく経営陣評価報告
- ◆ 404条コストが実際に低減するか数値目標を設定すべき
- ◆ 非早期適用会社への適用開始延期
 - 小規模会社への適用免除
- ◆ リスクアプローチを縛る規律がない、投資家保護の視点が欠落

米国SOX法404条～今後の見所

- ◆ 全体コストは合理的な範囲に納まるか？
- ◆ 小規模会社が耐えられる制度か？
- ◆ IPOを呼び戻すことができるか？
- ◆ 経営者評価と監査人意見と食い違いをどう調整するか？
- ◆ 監査人が自らの法的責任を適切に果たせる仕組みにできるか？

諸外国の動向～冷めた対応

資料 3

各国の内部統制の評価基準及び検証基準 (各国比較)

(未定稿)

	米国	英国	フランス	カナダ	韓国
経営者の評価	根拠法等 ●企業改革法 404 条 (2002 年 7 月) 経営者による内部統制の有効性に関する評価義務を規定 (一年度報告書で報告)	根拠法等 ●統合規程 D. 2. 1 (2003 年 7 月改訂) 取締役による内部統制システムの有効性の検証及び株主への報告義務	根拠法等 ●金融安全法 (2003 年 8 月) 117 条 取締役会会長による内部統制手続に関する株主総会への報告義務を規定	(対角線)	根拠法等 ●株式会社の外部監査に関する法律 (2003 年 12 月 11 日) 2 条の 2 代表者が指名した内部会計管理者が、取締役会に報告することを規定
	評価基準 (フレームワーク) ●COSO フレームワーク (1992 年及び 1994 年) (なお、SEC の要請を受けて、小規模企業向けのガイダンスを 2005 年 8 月に公表予定)	評価基準 (フレームワーク) ●ターンパル・ガイダンス (1999 年 9 月公表) (2005 年 6 月に改訂案を公表; 2006 年 1 月より適用予定) 準拠していない場合には説明義務を負う (ベスト・プラクティス方式)	評価基準 (フレームワーク) ●COSO フレームワーク、又は国内の団体が作成する基準の中から企業が選択	評価基準 (フレームワーク) ●COSO フレームワーク、又は CoCo ガイダンス <CoCo ガイダンス> 1号-1995 年 11 月 2号-1995 年 12 月 3号-1999 年 4 月 4号-2000 年 4 月	評価基準 (フレームワーク) ●韓国企業支配構造改善支援センター「内部会計管理制度模範基準」 (2005 年 5 月) 中小企業については、2 年間猶予
	(内部) 統制の目的 ① 業務の有効性と効率性 ② 財務報告の信頼性 ③ 法令遵守	(内部) 統制の目的 ① 業務の有効かつ効率性の促進 ② 内部報告と外部報告の質の確保 ③ 法令及び内部方針の遵守	(対角線)	(内部) 統制の目的 ① 業務の有効性と効率性 ② 組織内外向け報告の信頼性 ③ 法令及び内部方針の遵守	(内部) 統制の目的 ○財務報告の信頼性
	(内部) 統制の要素など ① 統制環境 ② リスク評価 ③ 統制活動 ④ 情報と伝達 ⑤ モニタリング	(内部) 統制の要素など ① 企業全体の事業リスクの評価 ② 統制環境 ③ 統制活動 ④ 情報と伝達 ⑤ モニタリング	(対角線)	(内部) 統制の要素など * 判断標準に包括 ① 統制環境 ② リスク評価 ③ 統制活動 ④ 情報と伝達 ⑤ モニタリング	(内部) 統制の要素など ① 11 項目の運営に関する原則 (COSO の 5 要素を細分化したもの) ② 5 項目の評価に関する原則
会計士の検証	根拠法等 ●企業改革法 404 条 同一会計事務所による監査を規定	根拠法等 ●ロンドン証券取引所上場規則 12. 43A 監査人によるレビュー業務を規定	根拠法等 ●金融安全法 120 条 会計監査人による内部統制手続に対する検証を規定	(対角線)	根拠法等 ●株式会社の外部監査に関する法律 2 条の 3
	検証基準 ●PCAOB 監査基準 2 号 (2004 年 3 月)	検証基準 ●監査実務審議会による監査人のレビュー業務指針 (2004 年 12 月)	検証基準 ●商法 225-235 条 (2003 年 8 月) 監査手続の規定はない。	検証基準 ●監査・保証基準審議会保証基準 (最終草案) (2005 年 4 月公表; 4 月以降に終了する事業年度から適用する予定) ※米国の PCAOB 監査基準 2 号をほぼ踏襲	検証基準 ●内部会計管理制度レビュー基準 (2005 年 5 月) 中小企業については、2 年間猶予
	監査手続及び監査報告 ① 経営者による内部統制報告書に対する監査 ② 会計士による内部統制の有効性に関するダイレクト・レポート (直接報告業務) ※積極的保証業務	監査手続及び監査報告 ○経営者による内部統制報告書に対するレビュー業務 ※消極的保証業務	監査手続及び監査報告 ○経営者による内部統制報告書の情報及び経営者の言明の確認と、内部統制手続の検証 財務諸表監査報告書の添付書類 ※消極的保証業務	監査手続及び監査報告 ① 経営者による内部統制報告書に対する監査 ② 会計士による内部統制の有効性に関するダイレクト・レポート ※積極的保証業務	監査手続及び監査報告 ○内部会計管理者による内部会計管理制度評価報告書に対するレビュー業務 財務諸表監査報告書において、レビュー業務の結果を報告 ※消極的保証業務

(第11回内部統制部会 (17.7.6) 配布資料 資料3各国の内部統制の評価基準及び検証基準 (各国比較))

フランスは指摘事項で、基本的には意見を述べるのではなく、感想を述べるような感じのもので、これは監査でも何でもないような感じがするんですね。あともう一つは韓国ですね、これは確かにアメリカの企業改革法をかなり真似ているのですけれども、基本的にはレビューなのですから報告書を出すというような立てつけになっているというふうに私は理解しております。監査を必ず要求しているというのはアメリカとカナダだけかなというふうに私どもは思っております。(内部統制部会第2回鈴木委員発言)

内部統制監査の問題点とその対応
CIA研究会 #4E分科会 眞田光昭

カナダ：内部統制監査の中止

- ◆ CSA Notice 52-313（カナダ証券管理局, 2006/3/10）
- ◆ 詳細なレビューとコンサルテーション、ならびに米国SOX法404条導入ルールの遅れと議論を勘案して、我々は提案された「財務報告に係る内部統制の報告」(MI52-111)を取りやめることを決定した。
- ◆ 発行企業の年次及び四半期報告書提出の宣誓を拡張し、財務報告に係る内部統制について次の規定を追加する。
 - 発行企業のCEOとCFOに、彼らが発行企業の年度末時点での財務報告統制の有効性を評価し、これに基づき年次MD&Aに開示された財務報告統制の有効性に関して結論づけられたことの宣誓が義務付け
 - 経営陣の財務報告統制評価に対する監査人の内部統制監査意見取得は要求されない
 - 投資ファンド以外のカナダ国内の全発行企業に適用
 - 2007年12月31日以降に終了する事業年度より適用

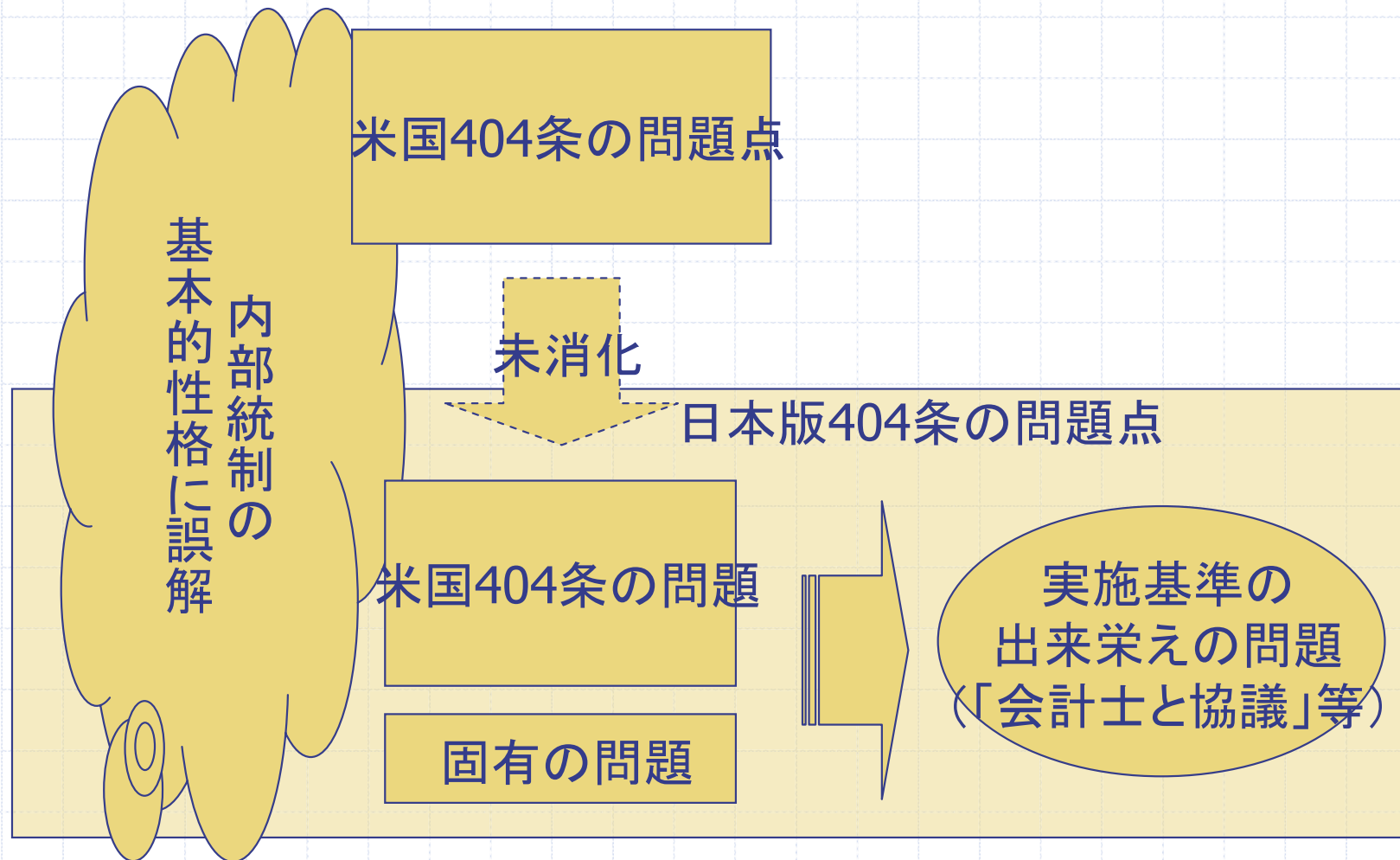
404条費用対効果分析

Measured Costs and Benefits: Central Estimates and Ranges
 (Dollar Amounts Are Per \$1,000 in Assets, Ranges are in Parentheses)*

	By Exchange		By Size (\$ Millions of Assets)			
	TSX	Venture-Exchange	< \$50	\$50 - \$500	\$500 - \$5,000	> \$5,000
Costs	\$1.2	\$14.5	\$15.2	\$5.2	\$2.0	\$0.6
(range)	(\$1.0 - \$1.5)	(\$9.2 - \$22.8)	(\$10.4 - \$22.4)	(\$4.0 - \$6.7)	(\$1.6 - \$2.5)	(\$0.5 - \$0.8)
Benefits	\$0.7	\$3.8	\$4.2	\$2.1	\$1.2	\$0.5
(range)	(\$0.2 - \$1.8)	(\$1.8 - \$8.8)	(\$1.9 - \$9.7)	(\$0.8 - \$5.3)	(\$0.4 - \$2.8)	(\$0.1 - \$1.2)
<i>Approximate Share of Assets**</i>			2%	6%	20%	72%
<i>Approximate Share of Market Capitalization**</i>			10%	15%	27%	48%
<i>Approximate Share of Listed Issuers**</i>			81%	14%	4%	1%

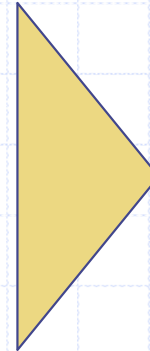
(カナダ404条類似制度法制化検討過程での調査報告、2004/4 CRA)

JSOX～問題点の構造



内部統制監査(404条)のロジック

手段:財務報告に係る
内部統制の有効性を
外部監査



目的:財務報告
の信頼性

◆ 制度が有効であるための「前提条件」

- 従来の財務諸表監査以上の付加価値がある
- 「内部統制の限界」は考慮外(除外事項)として問題ない
- 監査できるよう対象活動が文書化されている
- 内部統制が「社外」に対しても「目的達成」を合理的に保証する…社内の者が勝手にいじれないようなロボットスーツ仕立てにする必要
- 経営者の主観的なリスク認識が検証可能

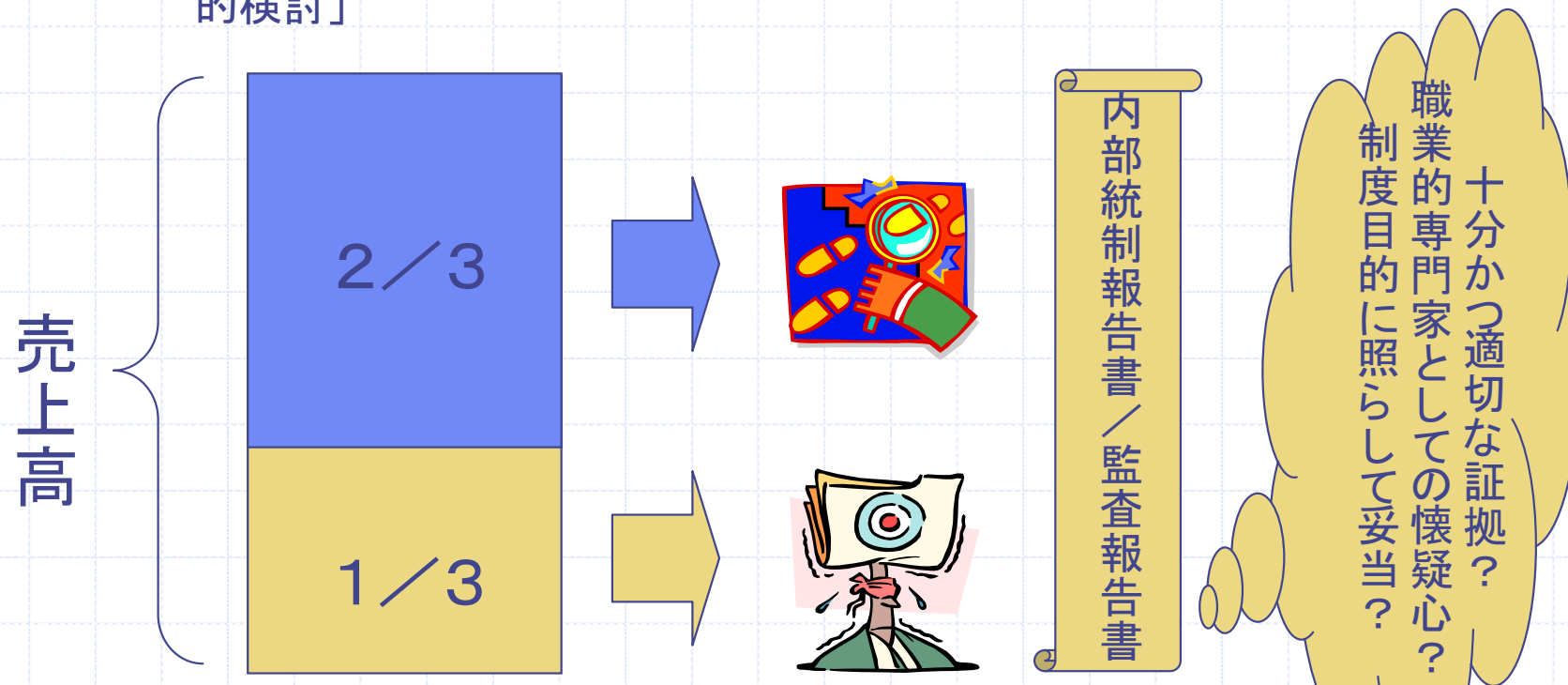
JSOXに影響するいくつかの要因

- ◆ コンプライアンス vs. 費用対効果(株主利益／善管注意義務)
 - 財務報告リスク以外のリスクも管理が必要
- ◆ 米国の動向～高コスト／小規模／資本市場空洞化～試行錯誤過程
- ◆ 諸外国の動向～冷めた対応
- ◆ 「意見書」
 - インダイレクトレポーティング一本
 - 実施基準の柔軟な表現～3点セットは外れた
 - 監査責任～積極的保証～「合理的証拠」
 - 監査人との協議への依存
- ◆ 全公開会社が対象
 - 小規模会社への配慮
 - 会計士の人数／マンパワー
～内部統制監査に気をとられて財務諸表監査品質劣化は本末転倒
- ◆ 会計士協会作成Q&Aがボツ！？
- ◆ 第16回内部統制部会議事録

内部統制監査の品質

◆ 「例えば」売上高の2/3! ?

- 企業会計審議会「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」(平成16年11月29日)
- IIAポジションペーパー「内部統制に関する内部監査の意見表明についての実務的検討」



想定される今後の展開(1)

- ◆ 導入監査制度が米国並(or 準じた)高コスト
 - 企業競争力低下
 - 小規模会社に大きなダメージ
 - 資本市場活力低下(上場会社退出)
 - 公認会計士不足～財務諸表監査品質低下
 - ◆ 財務報告不正減らない(／増える)
 - 2～3年後に見直し・・・??
 - ◆ 米国改善点の取り込み、OR
 - ◆ 監査撤廃～レビュー移行(「ゆとり教育」パターン)

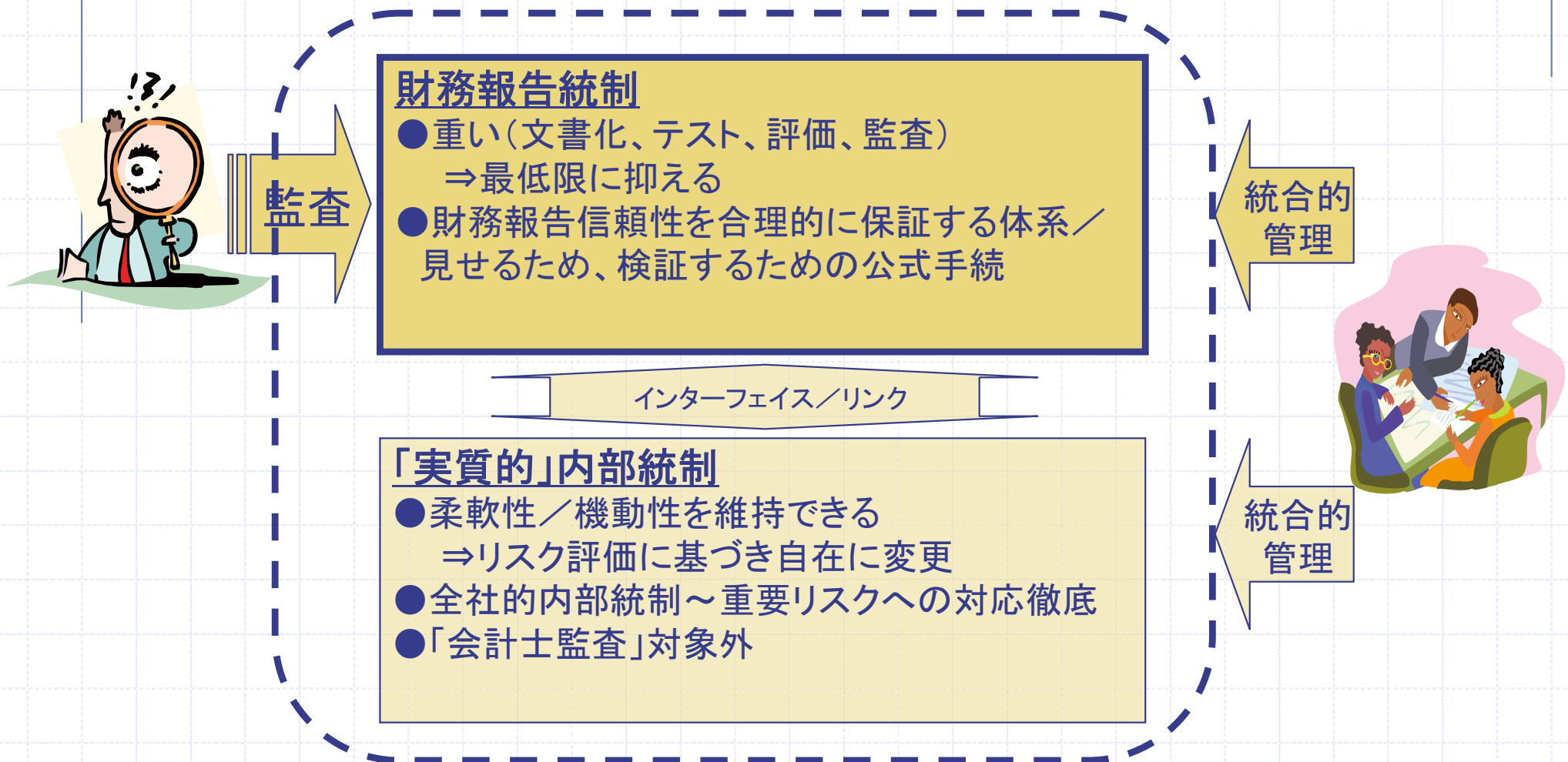
想定される今後の展開(2)

◆ 導入監査制度が低コストを実現

- 文書化負荷がさほどない
- 米国404条の問題点が日本で顕在化しない
- 内部統制監査品質を徹底的に下げる
 - ◆ 監督庁指導
 - ◆ 「合理的証拠」要件の緩和～実質的レビュー程度／経営者評価報告書の表面的チェックで「監査」意見
 - ◆ 監査負荷ない～現在の公認会計士人数で制度対応可能
 - ◆ 米国でも投資家は内部統制監査結果にさほど関心がない～財務諸表監査さえしっかりしていれば実質的に誰も困らない
- 制度の持続的運用可能

日本企業はどう対応すべきか

(一つのアイデア)

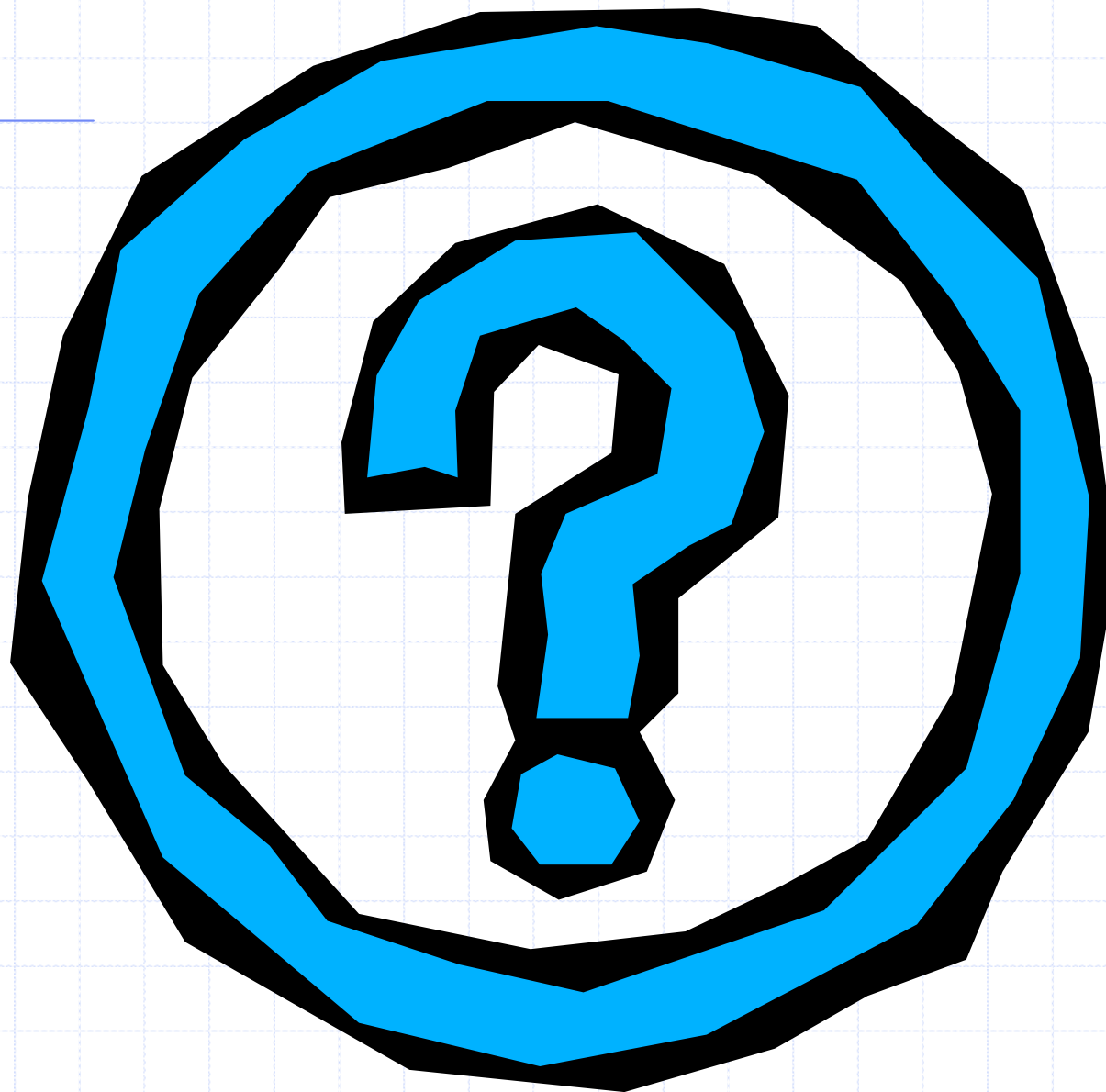


各企業におけるJSOX対応

- ◆ 新制度対応で新たに発生するリスク
 - 遵守リスク／株主価値毀損リスク
- ◆ 経営執行レベル
 - 能力と胆力を兼ね備えたプロジェクト責任者の配置
 - 最低限の財務報告統制を定義した上で監査人と協議
 - 内部統制の予算管理
- ◆ ガバナンスレベル
 - 監査役の取締役職務執行の監査
- ◆ 株主レベル
 - 取締役／監査役に対する適切な質問
 - JSOX対応方針、コストの予算／実績

JSOX費用対効果分科会（#4E）

- ◆CIAフォーラム ガバナンス研究会
- ◆内部統制監査制度分科会（#4D）の後を受けて、JSOX費用対効果の問題点／改善施策について研究する
- ◆2007年6月に報告書公表予定



参考文献

- ◆ 拙稿「適正コストでコンプライアンスを達成～もう待ったなし！ J-SOX対応への心構え」(旬刊経理情報2007/3/1号)
- ◆ 拙稿「見えてきた米国SOX法404条改訂の輪郭～経営陣向けガイダンスの方向性とAS2改訂内容」(旬刊経理情報2007/1/10・20号)
- ◆ CIAフォーラム ガバナンス研究会(内部統制監査制度分科会)「『財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準－公開草案－』に対する意見書」(2006/12/20)
- ◆ 拙稿「AS2改定案、経営陣ガイダンス案の公表も近い～米国SOX法404条をめぐる動向と日本への影響」(旬刊経理情報2006年11月10日号)
- ◆ 拙稿「AS2改定案、経営陣ガイダンス案の公表も近い～米国SOX法404条をめぐる動向と日本への影響」(旬刊経理情報2006年11月10日号)
- ◆ 拙稿「COSOガイダンスもフォロー 内部統制のPDCAをどう回すか」(旬刊経理情報2006年10月20日号)
- ◆ 吉田／眞田「日本版SOX法 八つの誤解 (4)米国の失敗に学べ、経営者周辺に焦点を当てよ」(日経情報ストラテジー 2006年9月号)
- ◆ 日本内部監査協会CIAフォーラム内部統制監査制度研究会「実効性ある内部統制を促進する制度構築の条件～内部統制の評価と監査の制度化に向けた提言～」(2006年3月3日)